

取締役は3か月に1回以上自己の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない（363条2項）。そのため、3か月に1回は必ず取締役会を開かなければならない（372条2項参照）。具体的には、代表取締役との意見交換等により職務執行の監督が行われる。

#### ウ 代表取締役の選定および解職

取締役会は、代表取締役を選定・解職する（362条2項3号）。なお、非公開会社であり、かつ、取締役会設置会社において、株主総会の決議によっても代表取締役を選定することができる旨の定款の定めは、これを否定する明文規定がないこと、取締役会の権限が否定されるわけではなく、取締役会の監督権限の実効性が失われるわけではないことから、有効と解するのが判例である（最決平29.2.21）。

### (3) 招集と決議

#### ア 招集

##### （ア）招集権者

取締役会の招集権は、原則として各取締役が有する（366条1項本文）。

ただし、定款または取締役会の決議をもって、特定の取締役のみを招集権者とすることもできる（366条1項ただし書）。もっとも、その場合でも、招集権者以外の取締役は、招集権者に対して招集を請求することができ（366条2項）、請求があった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする招集通知が発せられないときは、当該請求をした取締役は、取締役会を招集することができる（366条3項）。



##### Point 取締役会の招集権

- 監査役にも招集権が認められる場合がある（383条2項3項）。また、監査役設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外では、株主に取締役会の招集請求権が認められる場合もある（367条）。

##### （イ）招集方法

原則として、1週間前までに各取締役（監査役設置会社においては、各取締役および各監査役）に通知して招集する（368条1項）。通知の方法は、書面でも口頭でもよい。また、招集通知には議題を示す必要はない。

ただし、取締役（監査役設置会社では取締役および監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催す



##### 取締役会の招集通知について

取締役会招集通知に「議題」を示す必要はありません。取締役は、会社の業務執行に関するすべてのことが議題に上がり得ることを当然に認識するべきだからです（なお、「株主総会の招集通知（299条4項参照）」参照）。



##### 取締役会の招集について

取締役会は、実際には多くの場合、あらかじめ取締役（および監査役）全員の同意で定めた定例日に開催されています。

ることができる（368条2項）。

## イ 決議

### （ア）原則

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で行う（369条1項）。定款の定めによりこの要件を加重できるが、緩和することはできない（369条1項かっこ書）。

決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない（369条2項）。この場合、特別利害関係を有する取締役は、定足数の算定からも除外される。

取締役会の決議に参加した取締役であって、取締役会議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（369条5項）。



### 「特別の利害関係」について

代表取締役の解職に関する取締役会の決議については、当該代表取締役は、369条2項にいう「特別の利害関係」を有するため、議決に加わることができません（最判昭44.3.28）。

### Point 「特別の利害関係」について

□ 最判昭44.3.28において判例は、代表取締役の解職に関する取締役会の決議について、当該代表取締役は「特別の利害関係を有する取締役」（369条2項）にあたるとしている。これに対し、最判昭42.3.14は、株主でもある取締役の解任に関する株主総会の決議において、解任の対象となった取締役も、会社の支配・経営に関する問題である限り、純粹に個人的な利害関係ではないことを理由に、当該取締役は「特別の利害関係を有する者」（831条1項3号）にはあたらないとし、株主として議決権行使をしているとしている。

この判断の相違は、次のような理由によるものである。すなわち、取締役は忠実義務（355条）に従い、私利私欲を捨てて会社のために仕事をするべきであり、取締役の取締役会における議決権は一般に会社の利益のために与えられていると考えられる。他方、株主は、会社の実質的な所有者として自己の利益を図るために議決権行使をすることも許されると考えられるからである。

### （イ）例外

定款で定めることにより、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社では監査役が異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものみなすことができる（370条）。

### （ウ）議事録

取締役会の議事については、議事録を作成しなければならな



### 取締役会・監査役会における書面決議の整理

取締役会における書面決議
（要件を満たして）定款で定めたらOK（370条）
監査役会における書面決議
定款でそのような旨を定めることはできない。

い（369条3項）。この議事録は、株主等からの閲覧・謄写の請求に応じるため、10年間本店に備え置く（371条1項）。

#### [取締役会議事録の閲覧謄写請求の主体・要件]

主体		要件
株主	原則 (371条2項)	①株主の権利を行使するため必要があるとき ②営業時間内はいつでも
	監査役設置会社 監査等委員会設置会社 指名委員会等設置会社 (371条3項)	①株主の権利を行使するため必要があるとき ②裁判所の許可が必要
	取締役会設置会社の 債権者 (371条4項)	①役員または執行役の責任を追及するため必要があるとき ②裁判所の許可が必要
	取締役会設置会社の 親会社社員 (371条5項)	①その権利を行使するため必要があるとき ②裁判所の許可が必要



#### 議事録等の閲覧・謄写について

371条3項～5項の場合において、裁判所は、閲覧謄写によって、当該会社、その親会社・子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をすることができません（371条6項）。

#### (エ) 特別取締役による議決の定め

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く）において、取締役の数が6人以上あり、かつ、取締役のうち1人以上が社外取締役である場合には、取締役会の決議により、①重要な財産の処分および譲受け、②多額の借財についての決議につき、あらかじめ選定した3人以上の取締役（特別取締役）をもって行うことができる旨を定めることができる（373条1項、362条4項1号2号）。

特別取締役による取締役会の招集は各特別取締役がすることができ（373条2項後段・366条1項）、他の取締役はすることができない。

特別取締役は、取締役会の決議の後、遅滞なく、当該決議の内容を他の取締役に報告しなければならない（373条3項）。

#### (オ) 決議の瑕疵

株主総会の場合と異なり、瑕疵ある決議の効力について、会社法上に特別の規定はない。したがって、この場合には、一般原則に従い、決議は当然に無効となる。

招集手続の違反、定足数不足、特別利害関係人の参加等が瑕疵にあたると解される。判例は、招集通知を受けなかった取締役が出席しても決議の結果に影響がないと認められる場合には、取締役会決議は有効であるとしている（最判昭44.12.2）。



#### 特別取締役について

特別取締役のメンバーには、必ずしも社外取締役が入っていないなくてもよい点に注意してください。社外取締役がメンバーでなければならぬとすると、迅速な意思決定を確保することが難しくなってしまうからです。

## 4 代表取締役

代表取締役とは、業務を執行し、対外的に会社を代表する機関である。